

令和2年10月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和2年(レ)第10号 請求異議控訴事件

(原審 宮崎簡易裁判所令和元年(ハ)第389号)

口頭弁論終結日 令和2年8月26日

5

判 決

控 訴 人

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 佐々木 美 智
小 林 孝 志
笹 田 雄 介

10

被 控 訴 人

同 代 表 者 代 表 取 締 役

主 文

15

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人から控訴人に対する東京簡易裁判所平成30年(ロ)第208199号事件の仮執行の宣言を付した支払督促に基づく強制執行を許さない。
- 3 訴訟費用は、第1審、第2審を通じて被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

20

第1 控訴の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が後記2(2)の仮執行の宣言を付した支払督促（以下「仮執行宣言付支払督促」という。）の執行力の排除を求めた事案である。

25

2 基礎となる事実

- (1) 被控訴人の控訴人に対する金銭貸付け等一抗弁（乙3，弁論の全趣旨）

被控訴人は、貸金業者として、平成19年10月25日、控訴人に対し、次の約定で、15万円を貸し付けた（以下「本件貸金契約」という。）。
5

返済方法 平成19年11月から平成21年1月までの間、毎月25日（同日が土日祝日の場合は翌営業日）限り、1万2150円ずつを返済する。

利 息 年28.981%

損 害 金 年28.981%

特 約 控訴人が約定の返済を怠ったときは、当然に期限の利益を失う。

10 (2) 支払督促の発付等一請求原因（甲2，乙1，弁論の全趣旨）

被控訴人は、平成30年12月12日、東京簡易裁判所の裁判所書記官に対し、控訴人に対して本件貸金契約に基づく残元金12万8543円及び同日までの残利息・損害金36万0080円並びに残元金に対する同月13日から支払済みまで利息制限法所定内の年26.28%の割合による遅延損害金、並びに手続費用2910円を被控訴人に支払うように命じる支払督促の申立てをした（東京簡易裁判所平成30年(ロ)第208199号）。
15

東京簡易裁判所の裁判所書記官は、平成30年12月13日、上記申立てのとおり支払督促を発した上、控訴人がその送達を受けた日から2週間が経過した後の平成31年1月9日、この支払督促に仮執行の宣言をし、この
20 仮執行宣言付支払督促（以下「本件仮執行宣言付支払督促」という。）は、同年2月9日、確定した。

(3) 消滅時効一再抗弁（顕著な事実）

控訴人は、令和元年9月2日送達の手状をもって、被控訴人に対し、本件貸金契約に基づく債権（以下「本件貸金債権」という。）の消滅時効を援用
25 するとの意思表示をした。

3 争点及びこれに対する当事者の主張

(1) 本件仮執行宣言付支払督促の確定により、本件貸金債権の消滅時効は中断したか（争点①）

ア 被控訴人の主張

本件貸金債権については、前記2(3)の消滅時効の援用の意思表示の前に、支払督促の申立てがなされ、本件仮執行宣言付支払督促が確定したことにより、その消滅時効は中断した。

イ 控訴人の主張

本件貸金債権については、消滅時効が完成した後に支払督促の申立てがなされた以上、本件仮執行宣言付支払督促の確定により、その消滅時効は中断していない。

(2) 本件貸金債権の消滅時効の援用が信義則に反するか（争点②）

ア 被控訴人の主張

控訴人は、被控訴人から、平成22年11月2日以降に計12回、本件貸金契約に基づく債務の支払を求める督促状の送付を受けてきた上、本件貸金債権に係る支払督促の送達も受け、何度も本件貸金債権の消滅時効を援用する機会があったのに、少なくとも重大な過失により、これを怠ってきたものであり、このような控訴人が本件貸金債権の消滅時効を援用することは、信義則に反する。

イ 控訴人の主張

控訴人は、本件貸金契約に基づく債務を承認するなど、被控訴人にその支払を期待させるような積極的行為に及んだわけではない以上、控訴人が本件貸金債権の消滅時効を援用することは、信義則に反しない。

第3 当裁判所の判断

1 本件仮執行宣言付支払督促の確定により、本件貸金債権の消滅時効は中断したか（争点①）について

本件貸金債権は、遅くとも最終弁済期から5年後の平成26年1月26日が

経過した時点では、平成29年法律第45号による改正前の商法522条の消滅時効が完成していることは明らかであるところ、平成29年法律第44号による改正前の民法にいう時効の中断とは、中断の事由が生じることにより、その時までには時効が進行してきたという事実が法的効力を失い、その事由が終了した時から新たに時効が進行するというものであり、時効が完成した後に上記改正前の民法147条各号の事由が生じても、時効が中断することはないから、本件貸金債権の消滅時効が完成した後の本件仮執行宣言付支払督促の確定により、その消滅時効が中断することはない。

2 本件貸金債権の消滅時効の援用が信義則に反するか（争点②）について

控訴人が被控訴人から何度も本件貸金契約に基づく債務の支払を求められ、本件貸金債権に係る支払督促の送達も受けながら、本件訴訟を提起するまでは本件貸金債権の消滅時効を援用しなかったことは確かである（弁論の全趣旨）が、そうであったとしても、そのような消極的対応は、時効による債務消滅の主張と相容れないものとまではいえず、それゆえ、本件貸金債権の消滅時効の援用は、信義則に反するとはいえない（最高裁昭和37年(オ)第1316号同41年4月20日大法院判決・民集20巻4号702頁参照）。

3 消滅時効に係る原判決の判断について

原判決は、本件仮執行宣言付支払督促の確定前に本件貸金債権の消滅時効の援用がなされ、本件貸金債権が確定的に消滅したとは認められない以上、本件仮執行宣言付支払督促の確定により、本件貸金債権につき、新たに10年間の時効期間が進行を開始し、この新たな時効期間の完成前になされた消滅時効の援用により、本件貸金債権が消滅することはないとする。


しかし、本件仮執行宣言付支払督促は、これが確定した後も既判力がない以上、この確定前に完成した本件貸金債権の消滅時効を援用することにより、本件貸金債権が確定的に消滅することとなるから、原判決の判断は失当である。

4 結論


よって、控訴人の請求は理由があり、これと異なる原判決は失当であるから、原判決を取り消した上、控訴人の請求を認容することとし、訴訟費用の負担につき、民訴法67条2項本文、61条を適用して、主文のとおり判決する。

5 官崎地方裁判所民事第2部

10 裁判長裁判官

古庄 研 

15 裁判官

安木 進 

裁判官

糸田 包 寛 敏 

これは正本である。

令和2年10月21日

宮崎地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 安藤 孝 浩

